

東海学院大学

令和4年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和5年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東海学院大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目的を大学及び大学院の学則に定め、簡潔に文章化している。地域社会での実践的な学びを積極的に展開し、「文武両道の精神」にのっとり行動力豊かな人材を養成するための実践的教育を個性・特色として使命・目的及び教育目的に反映しており、その策定・点検は学科会と教務委員会での審議と立案を経て、役職者会議及び教授会で審議・決定し、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映して学内外へ周知している。社会の変化・要請等に応じた施策として医療専門資格取得のための「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」に基づき、各学科の教育目的及び教育内容・方法を見直し、点検を毎年実施している。また、使命・目的及び教育目的を達成するため健康福祉学部と人間関係学部を設置し、中長期計画と中期計画の策定により質的転換を計画的に進めている。

〈優れた点〉

○開学以来、スポーツの振興に力を注ぎ、学業と部活動を両立させ、「文武両道の精神」に従いスポーツ競技においてトップレベルの活躍を見せ、学生の協調心や自立心を高め「ひとづくり教育」に大きな役割を果たしていることは高く評価できる。

「基準2. 学生」について

使命・目的及び教育目的の見直しを行い、それらを踏まえた三つのポリシーを策定し、周知している。学生の受入れについては、一部の学科で収容定員超過や未充足があるが、入学定員や教育課程等の見直しにより、大学全体としては在籍学生数を概ね適切に確保している。学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援センターを設置し、各種委員会を組織している。学生の心身に関する相談には保健室・学生相談室を設置し、また、障がいのある学生への合理的配慮も行っている。校地・校舎面積は設置基準を満たし、運動場、図書館及びICT（情報通信技術）環境等の施設を整備している。学生に対する防災訓練を実施し、全学的に安全対策に努めている。学修支援に関する学生の意見や要望の把握を授業アンケート、学生生活満足度調査及び意見箱等で収集し、分析と検討を行い、次年度の事業計画に反映し、また内容に応じて計画的な改善を図っている。

「基準3. 教育課程」について

学部・学科、研究科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めて周知し、単位

認定基準及び成績評価基準は学則に明示し、厳正に運用している。シラバスには成績評価基準等を記載し、公正な成績評価を行っている。学部・学科及び研究科の教育目的とディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを定め、学内外に周知している。医療人育成のための「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」を各学科で実施している。FD委員会が中心となり、授業アンケート、授業相互参観などを通じた教授方法の改善を進めるとともにアクティブ・ラーニングの推進を図っている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価について、多様な尺度で検証し、アセスメントプランに基づくアセスメント・ポリシーを定め、運用を開始している。

〈優れた点〉

- 「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」は、社会で活躍する医療人養成を目的とする大学独自の教育プログラムで、各学科のディプロマ・ポリシーに基づく教育課程の体系の中で実施し、成果を挙げている点は高く評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学長のもとに副学長を置き、学長を補佐する組織として役職者会議、IR室を設置するなど補佐体制を整備している。教学マネジメントの構築については各種会議体を設置し、組織上の位置付け及び役割を明確にしている。設置基準上必要な専任教員数を確保し、また教員の採用・昇任等については任用規則及び教員選考基準を定め、適切に運用している。FD委員会が中心となり各委員会との連携のもと教員の資質・能力向上に組織的に取り組んでいる。研修に関する規則を整備しており、必要な知識の習得とともにその能力及び資質を向上させるためにSD(Staff Development)研修等を実施し、必要に応じて見直しを行っている。研究環境を整備しており有効に活用している。研究倫理規則を確立し、全ての研究者・大学院生等と職員に対して倫理基準に基づく研究活動の教育・啓発活動の推進を図っている。

「基準5. 経営・管理と財務」について

使命・目的の実現のため、中長期計画、中期計画を策定し、教育・研究の質の向上や社会貢献活動の推進に向けて継続的な努力を行っている。理事会を法人の最高意思決定機関として重要な意思決定ができる体制を整備し、また理事会を補佐するため「運営協議会」を設置し、機能的に運営している。また、法人・大学・短期大学部の役職者から構成する「連絡協議会（トーカイ会議）」を通じ、各部門間のコミュニケーションや意思決定の円滑化を図っている。法人に内部監査室を設置し、相互チェックの機能性を有している。監査報告書に一部不備があるものの、監事は理事会及び評議員会に出席し、法人の業務執行の状況について意見を述べている。評議員は評議員会で寄附行為に基づく諮問事項について審議している。会計処理については各種規則を整備しており、法人監事、公認会計士により定期的に監査を行っており、適正かつ厳正に実施している。

「基準6. 内部質保証」について

「東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証の基本

方針及び実施体制」を定め、内部質保証のための全学的体制を再構築した。また、経営改善のための中長期的な計画を設定するとともに教学改革計画として「経営改善計画実施管理表」を作成し、この管理表を「中期計画実施管理表」として継続して活用することで PDCA サイクルの機能を高め、自主的・継続的な自己点検・評価を行っている。IR 室を設置し、「法人総合企画室 IR 運営会議」と連携して各調査のデータ収集・分析をはじめとする業務の充実を図っている。各学部・学科及び研究科に教育目標及び三つのポリシーを設定してこれに基づく教育を実施し、その成果を各組織の PDCA サイクルにより自己点検・評価を行い、内部質保証を検証しやすい仕組みを構築し、その結果を教育の向上・充実に反映している。

総じて、建学の精神のもと使命・目的を定め、経営改善のための中期計画や三つのポリシーに反映し、見直しを行っている。学生受入れについては、教育目的及び教育課程の見直しによる改善と周知により、収容定員の確保に努めている。また、内部質保証の基本方針を定め、全学的体制を再構築した。教学改革計画としては、「経営改善計画実施管理表」を作成し、これを「中期計画実施管理表」として継続活用するとともに PDCA サイクルを回し、自己点検・評価を行っている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.産学官連携・地域連携」「基準 B.公開講座」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 理科学研究の推進に寄与

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づき、使命・目的を大学及び大学院の学則に明確に定め、そして簡潔に

文章化している。

各学科において地域社会での実践的な学びを積極的に展開し、また「文武両道の精神」にのっとり行動力豊かな人材を育成するための実践的教育を個性・特色として使命・目的及び教育目的に反映している。

社会の変化・要請等に応じた施策として医療専門資格取得のための「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」を策定し、各学科の教育目的及び教育内容・方法の抜本的な見直しを行い、点検を毎年実施している。

〈優れた点〉

○開学以来、スポーツの振興に力を注ぎ、学業と部活動を両立させ、「文武両道の精神」に従いスポーツ競技においてトップレベルの活躍を見せ、学生の協調心や自立心を高め「ひとづくり教育」に大きな役割を果たしていることは高く評価できる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく教育の使命・目的及び教育目的の点検と策定は、学科会と教務課での議論及び「教育研究開発センター」傘下の教務委員会での審議と立案を経て、役職者会議及び教授会で審議し、見直しと決定を行っている。令和 2(2020)年に使命・目的及び教育目的を反映した中長期計画及び中期計画を策定し、社会の要請に応え、教学マネジメント機能と経営力の確立強化に努めている。使命・目的及び教育目的は、学生便覧、大学案内、ホームページ等で学内外に周知している。各学部・学科及び研究科の教育目的に適う人材をアドミッション・ポリシーとし、その教育目的をディプロマ・ポリシーに反映させ、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを達成するためにそれぞれの特性に合わせた教育課程を編成している。使命・目的及び教育目的を達成するため健康福祉学部と人間関係学部を、大学院には人間関係学研究科を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

社会の変化に伴い必要に応じて大学教育の使命・目的及び教育目的の見直しを行い、学科及び研究科ごとに教育目標を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、入学試験要綱及びホームページで学内外に周知している。学生の受入れに当たっては、各学部・学科及び研究科の教育理念・教育目的及び専門性に応じてアドミッション・ポリシーにのっとり、適切な募集及び入学者選抜活動を実施している。一部の学科で収容定員が未充足や超過した状態となっているが、入学定員や教育目的及び教育課程の見直し等により入学定員に沿った適切な学生の受入れ数の維持に努めている。

〈参考意見〉

- 健康福祉学部総合福祉学科及び人間関係学部子ども発達学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、適切な収容定員確保に向けた努力が望まれる。
- 人間関係学部心理学科の収容定員充足率が 1.3 倍を超過しているため、適切な収容定員管理に向けた努力が望まれる。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

「役職者会議規程」に基づき、「教育研究開発センター」のもと、教務委員会、FD委員会が活動し、教員と職員による教職協働の学修支援体制を構成している。クラス担任を中心として、多様な学修支援ができるよう教員と職員が連携している。障がいのある学生への支援は、「障害等のある学生支援に関する基本方針」を定め、「修学上の困難に対する配慮や支援システム」により実施している。全教員が毎週オフィスアワーを設け、学生の相談に対応している。大学院生による TA の活用について、「ティーチング・アシスタント取扱い規程」に定め、運営している。クラス担任を中心とした個別対応、出席状況の全学的な把握、保護者教育相談会の実施等により、休学者・退学者の減少に努めている。留年者には未修得単位数に応じた授業料の額を設定するなどの支援を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

全ての学部・学科の学生対象に、就業力を高める科目として教養科目の中に「就業力基礎」「キャリア形成」を、更に3・4年生を対象とした就労体験を通して自分の適性を知るための「インターンシップ A」と、適性に合った仕事、就職先を明確にする「インターンシップ B」の4科目を配置している。また、学生の授業アンケートの結果や就職先の変化に応じて、産官民の第一線で活躍するリーダーと連携したカリキュラムの実施・改善や卒業生講話の開催などの支援も行っている。就職・進学に対する相談・助言体制として、クラス担任教員、学生就職課職員、資格に関わる教科担当教員が対応するとともに、学外機関や団体と連携した支援を適切に行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生が充実した学生生活を安心して送ることができるように、学生サービス、厚生補導のための組織として学生支援センターを設置し、「学生生活委員会」「学生就職委員会」「障害学生支援委員会」「人権委員会」などの委員会を組織している。学生生活の安定のための支援として、学生生活全般に係る支援、経済的支援、課外活動支援、心身の健康に関する支援、就職支援及び障がいのある学生の修学支援等、多様なニーズに対応する体制を整えている。学生の課外活動である学生会活動、大学祭、新入生歓迎会、サークル活動の自主的な取組みを支援しており、強化指定クラブへの助成、学生会助成、同窓会助成、教育後援会助成による経済的支援によって学生が積極的に活動できる基盤を整備している。学生の心身に関する健康相談、生活相談として、保健室、学生相談室を設置し、適切に運営している。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神及び学則で定める教育目的の達成のため、東キャンパスと専用及び共用の施設がある西キャンパス及び学生寮から成立つ教育環境を有し、校地面積、校舎面積はいずれも設置基準を満たしている。教育目標の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設・設備を整備し、活用しており、ICT環境の整備も進めている。車椅子対応のスロープ、階段昇降機、多目的トイレを設置し、学内施設のバリアフリーにも配慮している。施設・設備の安全性については法人の「防災管理規程」に定め、適切な安全点検によって安全性の確認を行っている。学生の防災訓練及び障がいのある学生に対する避難誘導訓練を実施し、災害時における災害弱者を含めた避難等、全学的な安全環境の維持に努めている。授業を行う学生数は、教育効果を十分に上げられるように適切に管理している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見や要望の把握は、授業アンケート、学生生活満足度調査及び意見箱などで行っている。授業アンケートは、各学期の中間に実施することで、学生の意見を迅速に授業に反映させるなど、実施方法の改善に努めている。意見箱は学内に複数か所設置してあり、学生が適宜、意見書を投かんしている。意見箱の回答は一覧にして学生掲示板に掲示し、学生及び教職員へのフィードバックに努めている。学生生活に関する学生の意見や要望は学生生活満足度調査で把握し、調査の回答について集計後、学生支援センターにおいて分析と検討を行い、次年度の事業計画に反映させるとともに内容に応じて計画的な改善を図っている。学修環境に関する学生の意見や要望は、学生生活満足度調査、学生生活に関する調査、意見箱及びクラス担任教員との面談で把握し、適切に対応している。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準3を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科、研究科の教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、履修のてびき、学生便覧及びホームページなどに掲載するとともに、オープンキャンパス、高校訪問及び保護者相談会などでも周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた、学部・学科の単位認定基準及び成績評価基準は学則に明示し、研究科の単位認定基準及び成績評価基準は「教育課程及び履修方法等に関する規程」に明示している。授業時間外における学修を充実させる措置としてオフィスアワーやキャップ制を導入している。学部・研究科のシラバスには成績評価基準を記載し公正な成績評価を行っている。卒業及び修了については教務委員会での審議後、役職者会議と教授会を経て学長が認定する厳正な手続きを行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学部・学科及び研究科の教育目的とディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを定め、履修のてびき、ホームページ及び大学案内等で学内外に周知している。カリキュラム・ポリシーに基づいた教育課程を、学修の順次性に配慮し、体系的に編成している。「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」を設置し、学科の特性に応じた医療人養成に取り組んでいる。

教養教育については教務委員会で審議・検討し、全学部共通の教養科目を設置し幅広い教養が身に付くよう配慮している。FD委員会が中心となり、授業アンケート、授業相互参観などを通じた教授方法の改善を進めるとともに、アクティブ・ラーニングの推進を図

っている。

〈優れた点〉

- 「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」は、社会で活躍する医療人養成を目的とする大学独自の教育プログラムで、各学科のディプロマ・ポリシーに基づく教育課程の体系の中で実施し、成果を挙げている点は高く評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価について、学修ポートフォリオ、GPA(Grade Point Average)、授業アンケート、学生生活満足度調査、卒業論文・卒業研究及び資格・免許取得状況を活用し、これらの方法を生かしながら、アセスメントプランに基づくアセスメント・ポリシーを新たに定め、運用を開始している。

授業アンケートを各学期の中間で実施し、収集・分析したデータを早期の授業改善に活用している。GPA、成績評価の分布及び学修ポートフォリオ等を活用し、全学的な教育内容・方法及び学修指導等の改善のためのフィードバックを行っている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学長のもとに副学長を置き、学長を補佐する組織として役職者会議、IR 室を設

置するなど、学長が教学マネジメントにおいてリーダーシップを適切に発揮するための体制を整備している。

教学マネジメントの構築においては、教授会、役職者会議、学科会及び各種委員会等の会議体を設置し、それぞれ組織上の位置付け及び役割を明確にしている。

各種委員会など教学運営に係る組織への職員の配置を規定しており、職員は各種委員会等の活動において明確な役割を担っている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院に設置基準上必要な専任教員を確保し、適切に配置している。また、教員の採用・昇任等については、「任用規則」及び「東海学院大学短期大学及び東海学院大学教員選考基準」を定め、適切に運用している。

FDについては、FD委員会が中心となり各委員会との連携のもと、授業アンケート、授業相互参観及び研修会等を実施し、教員の資質、能力向上に組織的に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「SD 推進規程」等の研修に関する規則を整備し、教育研究活動の効率的かつ効果的な運営を目的として、必要な知識の習得とともにその能力及び資質を向上させるために SD 研修などを実施して、必要に応じて見直しを行っている。具体的には、新任職員研修会における基礎的研修をはじめ学内においては大学運営上必要不可欠な部門別研修に取り組んでいる。加えて、文部科学省等の学外主催の研修へも参加しており、最新の文教政策に対する研さんも行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境を適切に整備して有効に活用している。研究倫理規則を確立しており、研究倫理委員会のもと、研究上の不正行為及び研究費の不正使用の防止を目的として、学内研修等を通じて全ての研究者・大学院生等を対象に倫理基準に基づく研究活動の教育・啓発活動の推進を図っている。研究活動への資金配分については関係規則を周知し、適切に研究費を配分するとともに、競争的資金の獲得に向けて組織的に支援する取組みも行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

法人は「学校法人神谷学園寄附行為」に基づく管理運営を行っており、ガバナンス・コード、その他組織倫理に関する規則を定め、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

大学の使命・目的の実現のため、中長期計画、中期計画を策定し、教育・研究の質の向上や社会貢献活動の推進に向けて継続的な努力を行っている。

環境保全に関しては、省エネルギー対策に取り組んでいる。人権に関しては、ハラスメント防止に関する規則や、障がいのある学生への支援に関する基本方針等を定め組織的に対応している。安全に関しては、防災に関する規則・対処マニュアルを整備し、防災訓練を実施する等、危機管理に関する体制を整備している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為に基づき理事会を法人の最高意思決定機関として位置付け、法人の使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整備し適切に機能している。理事の選任は寄附行為に基づき適切に行い、理事会への出席状況は概ね良好であり、欠席の場合の意思表示も適切に行っている。

また、理事会を補佐し機動的な法人の意思決定を実現するため「神谷学園運営協議会」を設置し機能的に運営している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人、大学、短期大学部の役職者から構成する「連絡協議会（トーカイ会議）」を通じて法人及び各部門の管理運営に関する課題や将来構想、法人や大学全般の事項などについて意見交換・情報共有をすることで、法人及び大学の管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションや意思決定の円滑化を図っている。また、事務局運営会を通じて、事務局長を中心に関連部署の役職者等と大学の教育研究活動について活発な意見交換を行うなど、法人と事務局管理部門の意思疎通と連携に努めている。

監事を寄附行為に基づき適切に選任している。監査報告書の作成に一部不備があるものの、監事は理事会及び評議員会に出席し、法人の業務、財産、理事の業務執行の状況について意見を述べている。評議員を寄附行為に基づき適切に選任し、評議員会で寄附行為に基づく諮問事項について審議している。

〈参考意見〉

○監事による業務監査は行っているが、監査報告書には「理事の業務執行」に関する記載がなく、宛名の不備もあったため、適切な監査報告書の作成が望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

入学者確保の低迷を機に、教育目的及び教育内容・方法を抜本的に見直した。財務体質の強化を目的として、財務指標を重視した教学マネジメントを構築し、中長期的な財務計画に基づき大学運営を行っている。事業計画については、中期財務計画を念頭に、学内関係部署との協議とプロセスを経て予算編成の基本方針を策定し、法人との折衝の上で決定し、財務基盤の確立と収支バランスの確保に努めている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、各種規則を整備しており、学校法人会計基準等に則して監事と公認会計士により定期的に監査を行っており、適正かつ厳正に実施している。会計監査人は監事へ監査内容の報告を行い、監査上の情報を共有するなど連携を図っている。また、会計監査人より、会計基準に基づいた正確な会計処理について指導助言を受けている。加えて、法人に内部監査室を設置し、会計処理の適切性をチェックする体制を整えるとともに、監事及び公認会計士による監査と併せて監査体制を整えてガバナンスの強化を図っている。中期財務計画に基づき、予算編成の立案に加えて状況に即して補正予算の編成を適切に行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

「東海学院大学、東海学院大学大学院並びに東海学院大学短期大学部内部質保証の基本方針及び実施体制」を定め、内部質保証のための全学的体制を再構築した。内部質保証のための組織体制は令和 3(2021)年度から学長ガバナンスのもと「内部質保証推進委員会」における内部質保証のための実施方針及び計画の策定、またそれらの実施を自己点検・評価委員会に指示する点検・評価実施システムの新体制に引継いでいる。

内部質保証を推進・発展させるため、自己点検・評価結果を教育の改善・向上に反映する体制を整備し、内部質保証のための学部、学科、研究科及び大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立に努めている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

平成 23(2011)年以降、法人全体の経営改善のための中長期計画や中期計画を策定するとともに、教学改革計画として関連部署ごとに「経営改善計画実施管理表」を作成し、この管理表を「中期計画実施管理表」として継続して活用することで PDCA サイクルの機能を高め、自主的・継続的な自己点検・評価を行い、教育の質の向上・充実を図っている。

自己点検・評価委員会を中心に定期的な自己点検・評価活動を行い、その結果や改善策を全学で共有するとともにホームページに掲載し、広く社会に公開している。

「東海学院大学並びに東海学院大学大学院及び東海学院大学短期大学部 IR 室に関する規程」を定めて IR 室を設置し、「法人総合企画室 IR 運営会議」と連携し各種調査のデータ収集・分析、学長への改善策の提示をはじめとする IR 業務の充実化を図っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

教育目標及び三つのポリシーを設定し、これに基づく教育を実施し、その成果を各組織の PDCA サイクルにより自己点検・評価を実施し、内部質保証を検証しやすい仕組みを構築・実施し、その結果を教育の向上・充実に反映している。

各関連組織からの提案を検討・立案し、評議員会及び理事会で承認した経営改善計画及び中長期計画に基づいて毎年度の事業計画を策定し、実行している。年間を通してその活動状況について PDCA サイクルを回して自己点検・評価を行い、次年度の事業計画の策定及び実施につなげ、内部質保証の仕組みを機能させている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 産学官連携・地域連携

A-1. 大学の持っている物的・人的資源を活用した行政及び企業との連携

A-1-① 大学の持っている物的・人的資源を活用した行政及び企業との連携

A-2. 大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供

A-2-① 大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供

【概評】

特産野菜各務原にんじんを活用した健康寿命を延ばす産学官連携活動を平成 29(2017)年度から現在まで継続して実施している。内容は広範にわたり、令和 3(2021)年度にはSDGs を踏まえた運動、食生活、禁煙及び健診・検診受診率などに関する多数のコンテンツやイベントを企画・実施し、3,000 人を超える参加者と 40,000 を超える動画アクセス数を実現している。その他にも、食品ロス削減や環境活動への取組み、東京オリンピック・パラリンピック 2020 ホストタウン関連事業など、健康福祉学部管理栄養学科の専門知識や研究開発能力を生かした活動内容及び連携団体は多岐にわたっている。

管理栄養学科の教員と学生による高大連携は、「高大連携サイエンスフェスティバル」「各務原高校ふるさと教育（地域課題探求型学習）」、本巢市のジビエ鹿肉及び唐辛子を用いた商品化プロジェクトなど、地域課題の解決や地域の活性化につながる試みである。

図書館内に開設した「東海えほんの森」は、地域在住の乳幼児と保護者、近隣保育園・幼稚園の園児に「絵本に親しむ場」「交流の場」を提供するもので、付属幼稚園、各務原市及び公共図書館と連携を図り運営している。

これらの取組みは、大学に対する信頼や大学の地域貢献度の向上につながると同時に、参加学生が実践的学びを通じて創造性や協働力を養うことのできる、高い教育効果を有している。

基準 B. 公開講座

B-1. 大学の持っている人的資源の活用による地域の教養の振興

B-1-① 大学の持っている人的資源の活用による地域の教養の振興

【概評】

「社会貢献委員会規程」に基づき、教育研究の成果を広く市民に開放し、地域社会の教育と文化の向上に資することを目的として、毎年、無料の公開講座を実施している。岐阜市「長良川大学」、各務原市「木曾川アカデミー」との連携講座として実施することにより、地域住民の学習活動を総合的に支援する役割も担っており、公開講座による学習活動を通じた参加者同士の交流にもつながっている。公開講座等の来学者には「図書館利用カード」を積極的に案内し、図書館の学外利用者の増加につなげるなどの活動も行っている。一般の人を対象とした教員による公開講座の実施は、大学の教育研究活動を広報する場であるとともに大学の教育研究力を試す場でもあるが、大学教員の専門性に基ついた魅力的な講

座テーマと内容は参加者からも好評を得ている。長年、継続的に実施し、リピーターを含む多くの受講者がいることは特筆すべき点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 理科学研究の推進に寄与

○東海地区理科学研究発表会開催による高大連携

平成 29(2017)年度より、高校生の理系教育支援のため管理栄養学科の理系教員が中心となり東海地区理科学研究発表会を開催しており、令和 3(2021)年度は第 6 回目を迎えた(表 A-2-1)。高等学校の理科系部に研究の成果発表の場を提供することを目的として、発表会へのエントリーを促し、最終選考として本学で口頭発表会を開催している。審査は本学教授のほか、東海 3 県の高等学校理科専門部会長の学校長、岐阜県先端科学技術体験センター長などが行い、優秀な研究には表彰とともに研究助成金が贈られるシステムである。これにより、大学教員からの専門的なアドバイスが参加した高校生にフィードバックされ、高校からも課題解決型授業成果発表の場、専門的アドバイスを受けられると好評である。また、国立研究開発法人科学技術振興機構の次世代人材育成事業、女子中高生の理系進路選択支援プログラムに従って、文理選択に迷う中高生が理系進路について広く知識を得られるような支援を行えるワークショップや中学生の見学も促すなどのプログラムも発表会と同時に実施している。令和 3(2021)年度に参加した高校生の満足度は 89%であり、対面開催時に比べ高校側のオンライン環境などの問題が影響したため、例年に比べ(第 1 回～4 回の平均満足度 92%)低値となったが、参加した高校生や高校教員、東海 3 県の高等学校や教育委員会から高い評価を得ている。

表 A-2-1 東海地区理科学研究発表会の応募件数一覧

開催実績	開催年度	実施方法	応募件数
第 1 回東海地区理科学研究発表会	平成 28(2016)年	対面	23 件
第 2 回東海地区理科学研究発表会	平成 29(2017)年	対面	30 件
第 3 回東海地区理科学研究発表会	平成 30(2018)年	対面	27 件
第 4 回東海地区理科学研究発表会	令和元(2019)年	対面	26 件
第 5 回東海地区理科学研究発表会	令和 2(2020)年	中止	25 件
第 6 回東海地区理科学研究発表会	令和 3(2021)年	オンライン	24 件